

おせ



必ずよく読みましょう
一部消費したものや、自動車などです。
●良くわからないことや、トラブルが起きたときは、消費生活センター(07)4196か、役場産業課消費者生活係へ、お問い合わせください。

訪問販売を受けたら

「訪問販売」とは、一般的には、消費者の家庭をセールスマンが訪問して商品を販売するほか、職場や路上などで商品のカタログなどを見せて説明し、購入の申し込みを受けたり、商品その場で売ったりする販売方法をいいます。最近トラブルが多発しております。購入するときには、次の点に注意いたしましょう。

- セールスマンが戸口に立ったらず販売業者の名称、商品の種類を聞きましよう。
- その商品が本当に必要かどうかをじっくり考えましよう。時には家人に相談してから契約するか、必要がなければ勇気をもって断りましよう。
- 契約書は受けとりましようか。契約をした時は書面が渡されましようので、内容をよく確認したあとで印鑑を押しましよう。
- クーリング・オフ制度をご存

トラブル

相談事例

例一、消火器の定期点検と云うので消防署員と思いついて、消火器を2本買った。あとで、市価より高いとわかったが、販売業者の所在が不明である。

例二、安く海外旅行ができるという説明ばかり聞かされて英会話教材セットの購入契約をさせられたが、内容も難かしいし解約したい。

例三、18歳の会社員ですが、路上でアンケートに答えているうちに、喫茶店で化粧品セットの契約をしてしまった。5日後、母親に反対されたので、解約をした。未成年の契約は、親権者

例四、「過去の不幸の霊を払うにはこのツボをなると良い」といわれ、祖母が大理石のツボを現金で買わされたが、後悔して泣いている。返品したい。



●セールスマンが訪問販売をしようとするときは、消費者に訪問目的や氏名、商品名などを告げなければならぬ。(法第3条)とありますから、この場合、他人の不知につけこんだ詐欺まがいの販売といえます。しかし、相談者は、受領書すらも

●即金買いのため、クーリングオフの適用はなりませんでしたが、セールスマンの説明が足りなかったとして、返品の方で解決しています。

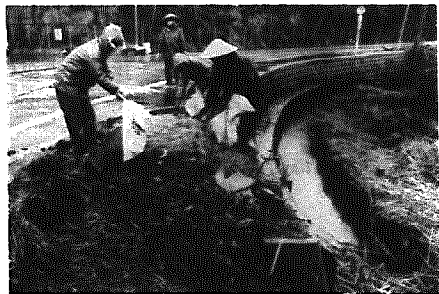
●「過去の不幸の霊を払うにはこのツボをなると良い」といわれ、祖母が大理石のツボを現金で買わされたが、後悔して泣いている。返品したい。

禁煙

空きかん、ゴミ投げ捨て防止の標語

黒埼町婦人協議会では、七年度重点活動の一環として「郷土の美化運動」を実施しています。また、地区の婦人会と協力して、空きかんやゴミ拾いを行っています。

- ▼標語の規定
空きかんやゴミ投げ捨てを防ぐ標語に限り、一人何点でもよい。
- ▼募集期間
五月三十一日まで
- ▼応募先・問い合わせ
住所、氏名を記入の上、総合体育館内、教育委員会婦人協議会事務局まで(07)715221
- ▼表彰
入選標語は後日表彰します。



三月二十一日(日) 木場婦人会が善意の空きかん拾い

新潟県消費生活センター 5月予定表

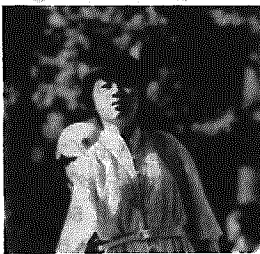
日	テーマ	日	テーマ
1		17	
2	消費生活相談事例	18	
3		19	石油製品の価格動向
4		20	
5		21	
6	鉛筆削り器の使い方	22	子供用品とキャラ
7		23	クター商品
8		24	
9		25	
10	景品付き新聞勧誘に気を付けましよう	26	消費生活相談事例
11		27	
12		28	
13		29	5月30日は「消費者の日」
14		30	
15	消費生活相談事例	31	
16			

ダイヤルましよう (0252) 67-7000
今すぐ役立つ消費者情報
「ハイ県くらしのダイヤルです」

映画 「典子は今」 上映会

国際障害者年キャンペーン事業として、サリドマイド者「典子は今」を上映します。数々の障害や不運を乗り越え、熊本市役所の一般事務初級職に合格した辻典子さんを主人公とした映画です。多数ご観覧ください。

- ▼期日
五月九日(日)
一回目 午前九時二十分
二回目 午後十二時三十分
三回目 午後二時五十分
四回目 午後七時
- ▼場所
中央公民館講堂
- ▼問い合わせ
教育委員会
07-715221



有害鳥獣の駆除

畑作物保護のため、カラスや野バト、ムクドリなどの有害鳥獣の駆除を行います。
●期間
四月下旬から十月
●時間
早朝から七時半まで
※なお、飼い鳩などを放す場合午後七時半以降にされるようご協力をお願いします。

昭和57年

商業統計調査を実施

通商産業省では、昭和五十七年六月一日現在で商業統計調査を実施します。この調査は、商業の国勢調査

6月1日 現在で

ともいわれるもので、わが国の商店の分布状況や販売活動の実態および商品の全国的な流通状況などを明らかにするため、全

この調査の結果は、国や都道府県、市区町村における商業の育成、流通機構の近代化などの施策を進めるうえで重要な基礎資料として多くの分野で利用さ

れます。また、各商店が経営指針を作る際にも広く役立っています。調査は、都道府県知事から任命された商業統計調査員が、五月の末ころから商店を直接訪問し、調査票に記入していただいたり、調査票という方法で行います。ただし、飲食店のうち、バー、酒場などについては、調査員が調査事項を聞きとり、調査票に記入する方法等で行います。提出される調査票は、統計法により厳重に秘密が守られますので正確な申告にご協力ください。